

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
新旧対照条文 目次

○	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）	【令和四年四月一日施行】	1
○	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）	【第二条関係】	【令和四年四月一日施行】
○	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）	【第三条関係】	【令和四年四月一日施行】
○	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）	【第四条関係】	【令和四年一月一日施行】
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）	【第五条関係】	【令和四年十月一日施行】
○	国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第四百七号）（抄）	【第六条関係】	【令和四年一月一日施行】
○	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	【第六条関係】	【令和四年一月一日施行】
○	印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）（抄）	【第七条関係】	【令和四年一月一日施行】

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第五条関係）【令和四年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
（略）	（略）	（略）	第三十三 条の三	法	平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険

第三十四 条第一項	法第百三十 九条第七項 (同条第九 項において 準用する場 合を含む。 次項におい て同じ。)	平成二十五 年改正法附 則第五条第 一項の規定 によりなお その効力を 有するもの とされた改 正前厚生年 金保険法第 百三十九條 第七項から 第九項まで 又は第四百 十條第九項 (同条第十 項において 準用する場 合を含む。) の規定の適 用を受けて いる
--------------	--	--

(新設)	(新設)	法 平成二十五 年改正法附 則第五条第 一項の規定 によりなお その効力を 有するもの とされた改 正前厚生年 金保険法第 百四十五條 第一項又は 平成二十五 年改正法附 則第十九條 第九項の規 定により解 散する
------	------	---

<p>係る免除保険料額</p>	<p>の規定により免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は免除保険料額に法第三百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている</p>
<p>係る免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有</p>	

<p>(新設)</p>	
-------------	--

<p>(新設)</p>	
-------------	--

<p>第三十四 条第二項</p>	<p>法第百三十 九条第七項 又は同条第 八項若しく は法第百四 十条第九項 の規定によ り免除保険 料額又は免 除保険料額 に法第百三 十八条第四 項に規定す る割合を乗 じて得た額 を免除され ている</p>	<p>を、次の各号に掲げる加入員の区分</p>	<p>法第百二十 九条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険 法第百二十九条第二項</p>	<p>法第百二十 九条第四項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前厚生年金保険 法第百三十八条第四項</p>	<p>法第百二十 九条第二項</p>	<p>するものとされた改正前厚生年金保 険法第八十一条の三第一項に規定す る免除保険料率（以下「免除保険料 率」という。）を乗じて得た額をい う。（以下同じ。）</p>
----------------------	--	-------------------------	------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--

	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

加  
す  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。

に  
応  
じ  
、  
当  
該  
各  
号  
に  
定  
め  
る  
割  
合  
ま  
で  
増  
加  
す  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。

一 次号に掲げる加入員以外の加入員

二 平成二十五年改正法附則第五条  
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第八項又は第百四十条第九項の規定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。） 当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する

